

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件
 - 青少年に有益な書籍として推奨する件
 - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件五件
 - 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件
 - 地籍調査の成果について認証した件五件
 - 土地改良法により換地計画を定めた件
 - 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件
 - 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件三件
 - 道路の区域を変更する件
 - 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件二件
- 公 告**
- 随意契約の相手方を決定した件
 - 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件
 - 都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件
 - 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件
- 福 島 県 教 育 委 員 会**
- 地方公務員法により分限処分をした件
- 正 誤**
- 令和三年四月二十七日付け定例第九十五号中
 - 令和三年十一月二十六日付け定例第二百四十九号中

告 示

一 一 二 三 四 五 六 七 八 八

福 島 県 告 示 第 一 号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。

令和四年一月十一日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地		事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
	変更前	変更後		
会津長寿園指定 居宅介護支援事業所	会津若松市門田 町大字黒岩字五 百山丙四五九一 三	会津若松市千石 町四一四	社会福祉 法人会津 長寿園	会津若松市千石 町四一四

（社会福祉課）

福 島 県 告 示 第 二 号

福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な書籍として、次のものを推奨する。

令和四年一月十一日

福島県知事 内堀雅雄

推奨番号	名称	制作者又は配給者	備考
二七八	あしたもオ カピ	作 齊藤倫 絵 fanomi 発行所 株式会社偕成社	推奨対象 小学生（低学年、 中学年）
二七九	ぼくはおじ いちゃんと 戦争した	著 ロバート・K・スミス 訳 こだまともこ 発行所 株式会社あすなる 書房	推奨対象 小学生（中学年、 高学年）
二八〇	夜明けをつ	著 吉田桃子	推奨対象 小学生（高学年）

二八一	れてくる犬 武器ではな く命の水を おくりたい 中村哲医師 の生き方	発行所 株式会社講談社 著 宮田律 発行所 株式会社平凡社	及び中学生 推薦対象 小学生(高学年)、 中学生、高校生、青年及び 一般
-----	---	-------------------------------------	---

(こども・青少年政策課)

福島県告示第三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和四年一月十一日から同年五月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和四年一月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン野田 福島県福島市野田町四丁目三三七番二ほか
- 二 変更した事項
 - 1 大規模小売店舗を設置する者の名称および所在地
(変更前) 別紙書面のとおり
(変更後) 別紙書面のとおり
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の所在地及び代表者の氏名
(変更前) 別紙書面のとおり
(変更後) 別紙書面のとおり
- 三 変更した年月日
別紙書面のとおり
- 四 届出年月日
令和三年十二月十日
- 五 届出をした者
株式会社ヨークベニマル
株式会社しまむら
三菱HCキャピタル株式会社
(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和四年一月十一日から同年五月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年一月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン新上荒川 福島県いわき市平上荒川字安草四〇番地ほか
- 二 変更した事項
 - 1 大規模小売店舗を設置する者の所在地
(変更前) 別紙書面のとおり
(変更後) 別紙書面のとおり
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名又は名称及び所在地
(変更前) 別紙書面のとおり
(変更後) 別紙書面のとおり
- 三 変更した年月日
別紙書面のとおり
- 四 届出年月日
令和三年十二月十日
- 五 届出をした者
株式会社ヨークベニマル
リコーリース株式会社
(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和四年一月十一日から同年五月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和四年一月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)福島入江町商業施設計画 福島県福島市入江町四二番ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヨークベニマル

代表取締役 真船 幸夫

福島県郡山市朝日二丁目一八番二号

(変更後) 株式会社ヨークベニマル

代表取締役 真船 幸夫

福島県郡山市谷島町五番四二号

三 変更した年月日

令和三年二月十一日

四 届出年月日

令和三年十二月十四日

五 届出をした者

片倉工業株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和四年一月十一日から同年五月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和四年一月十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン入江町 福島県福島市入江町一番三七号ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称) 福島入江町商業施設計画
福島県福島市入江町四二番ほか

(変更後) ヨークタウン入江町

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヨークベニマル
代表取締役 真船 幸夫
福島県郡山市谷島町五番四二号

(変更後) 株式会社ヨークベニマル
代表取締役 真船 幸夫
福島県郡山市谷島町五番四二号

株式会社マツモトキヨシ東日本販売

株式会社マツモトキヨシ東日本販売

株式会社マツモトキヨシ東日本販売

株式会社マツモトキヨシ東日本販売

株式会社マツモトキヨシ東日本販売

株式会社マツモトキヨシ東日本販売

株式会社マツモトキヨシ東日本販売

株式会社マツモトキヨシ東日本販売

代表取締役社長 高野 昌司

宮城県仙台市青葉区中央二丁目二番二四号仙台MKDビル三階

三 変更した年月日

令和三年十月二十九日

四 届出年月日

令和三年十二月十四日

五 届出をした者

片倉工業株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和四年一月十一日から同年五月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和四年一月十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

新福島駅ビル 福島県福島市栄町一番一号

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

三 変更した年月日

令和三年十二月二十四日

四 届出年月日

令和三年十二月二十四日

五 届出をした者

仙台ターミナルビル株式会社

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。第八條第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年一月十一日から同年二月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び二本松市産業部商工課に

備え置いて縦覧に供する。
令和四年一月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ヨークタウン二本松インター 福島県二本松市成田町一丁目八二〇番一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。
(商業まちづくり課)

福島県告示第九号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、喜多方市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
令和四年一月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称
喜多方市
- 二 成果の名称
喜多方市高郷町の一部の地籍図及び地籍簿(警見第10地区)
(農村計画課)

福島県告示第十号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、湯川村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
令和四年一月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称
湯川村
- 二 成果の名称
河沼郡湯川村大字桜町の一部の地籍図及び地籍簿(八日町地区)
(農村計画課)

福島県告示第十一号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、郡山市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
令和四年一月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称
郡山市

- 二 成果の名称
郡山市安積町笹川の一部の地籍図及び地籍簿(笹川地区)
(農村計画課)

福島県告示第十二号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、郡山市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
令和四年一月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称
郡山市
- 二 成果の名称
郡山市安積町笹川の一部の地籍図及び地籍簿(笹川第2地区)
(農村計画課)

福島県告示第十三号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、会津美里町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
令和四年一月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 調査を行った者の名称
会津美里町
- 二 成果の名称
大沼郡会津美里町大字和田目の一部、立石田の一部の地籍図及び地籍簿(蕎麦ノ目地区)
(農村計画課)

福島県告示第十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、夏井地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
令和四年一月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和四年一月十二日から
同 月三十一日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所

いわき市役所

(農地管理課)

福島県告示第十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和四年一月十一日

福島県知事 内堀 雅雄

一 解除予定保安林の所在場所
田村市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、双葉郡浪江町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、双葉郡葛尾村(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 解除の理由
指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課並びに田村市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を田村市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年一月十一日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名
大久保鬼栄

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件(令和三年福島県告示第七百七十四号)によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を田村市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年一月十一日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名
大沼俊秋 奥山勝政 橋本猪太郎 渡邊久男 吉田邦行 大久保榮喜 山根振興会 遠藤弘長

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件(令和三年福島県告示第七百七十五号)によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を田村市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年一月十一日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名
坂本松雄 樽井末治 吉田直樹 橋本伸作

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件(令和三年福島県告示第七百七十七号)によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和四年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年一月十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道喜多方河東線	耶麻郡磐梯町大字赤枝字雁ヶ峠二五番二地先から 同 郡同 町大字赤枝字落合道一四三番三地先まで	変更前	A 七・二〇 三四・八	九四九・二
		変更後	B 一一・〇〇 二四・八	八五二・〇
		変更後	B 一一・〇〇 二四・八	八五二・〇

(道路計画課)

福島県告示第二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
令和四年一月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 しんとく建設工業・アカギ不動産好間町上好間宅地開発共同企業体
- 二 都市計画事業の種類及び名称 いわき都市計画一団地の住宅施設事業 好間町上好間一団地の住宅施設
- 三 事業認可の年月日 平成二十九年十一月十四日
- 四 事業施行期間 平成二十九年十一月十四日から令和六年三月三十一日まで
- 五 事業地 変更なし

(まちづくり推進課)

福島県告示第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
令和四年一月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 福島市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 県北都市計画道路事業 三・五・百十四号 杉妻町早稲町線
- 三 事業認可の年月日 平成二十七年十一月十七日
- 四 事業施行期間 (変更前) 平成二十七年十一月十七日から平成三十四年三月三十一日まで
(変更後) 平成二十七年十一月十七日から令和九年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

(まちづくり推進課)

公 告

公告第1号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける東北・新潟自治体情報セキュリティクラウドサービス（福島県分）移行業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。
令和4年1月11日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
東北・新潟自治体情報セキュリティクラウドサービス（福島県分）移行業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部情報統計総室デジタル変革課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年11月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
S Bテクノロジー株式会社 東京都新宿区新宿六丁目27番30号
- 5 随意契約に係る契約金額
112,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（デジタル変革課）

公告第二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
令和四年一月十一日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
高木用水土地改良区

退任した役員

氏名

住所

理事 根本 昭吉

本宮市高木字大石二五番地三

同 大沢 和納

同 市高木字狐森七番地の二

同 高橋 直市

同 市高木字赤木三〇七番地二

同 根本 雅彰

同 市高木字高木三八番地二

同 菊地 和人

同 市高木字山王川原一一番地

同 増子 直吉

同 市高木字根岸一〇二番地一

同 増子 安

同 市高木字大屋敷一三番地

同 根本 得夫

同 市高木字根岸五二番地

就任した役員

氏名

住所

理事 根本 昭吉

本宮市高木字大石二五番地三

同 大沢 和納

同 市高木字狐森七番地の二

同 高橋 直市

同 市高木字赤木三〇七番地二

同 根本 雅彰

同 市高木字高木三八番地二

同 菊地 和人

同 市高木字山王川原一一番地

同 増子 直吉

同 市高木字根岸一〇二番地一

同 増子 安

同 市高木字大屋敷一三番地

同 根本 得夫

同 市高木字根岸五二番地

（農村計画課）

公告第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第九十号）第二十条第一項の規定により、須賀川市から県中都市計画通路の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
令和四年一月十一日

福島県知事 内堀雅雄

縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、須賀川市から県中都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
令和四年一月十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第一号

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第一項の規定により、次のとおり処分した。
令和四年一月十一日

福島県教育委員会

一 処分をされた者

身 分 名 福島県教育委員会会計年度任用職員

現勤務所 福島県立相馬支援学校

氏 名 清水 さつき

二 処分した日

令和三年十二月二十三日

三 処分の内容

地方公務員法第二十八条第一項第三号の規定により分限処分として免職する。

四 その他

この処分の効力が発生した場合において支給することとなる労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二十条第一項の規定による給付は、福島県地方公務局相馬支局(相馬市塚ノ町二丁目十二番一号)に供託する。
(教育総務課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○令和三年四月二十七日付け定例第百九十五号中

一九五	上	後ろか ら一六	合	いわきトラック事業共同組 合
-----	---	------------	---	-------------------

○令和三年十一月二十六日付け定例第二百四十九号中

五〇四	上	二〇	堤谷字谷地田	小沢字谷池田
-----	---	----	--------	--------